

トゥールガウ州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置について

【ポイント】

● 10月16日、トゥールガウ州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自措置を実施すると発表

【本文】

10月16日、トゥールガウ州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、以下の独自措置を実施すると発表しました。

1 参加者が30人以上1,000人以下の公私にわたるイベントについては、14日前までに主催者が州当局に届け出ることが義務付けられます。

2 30人以上のイベントについては、次の事項が義務付けられます

- (1) 公的イベントについては、感染防止コンセプトの策定と実施
- (2) 私的イベントについては、感染防止コンセプトの申告
(州ホームページにオンライン届出用の様式を掲載予定)
- (3) 電子形式による連絡先情報リストの作成
- (4) マスク着用

3 バー及びクラブのスタンディングエリア及びダンスエリアにおいて、マスク着用が義務付けられ、飲食物の提供は専用の着席スペースのみとなります。

4 適用期間

2020年10月23日(金)から12月31日(木)まで

○トゥールガウ州発表(ドイツ語のみ)

<https://www.tg.ch/news/news-detailseite.html/485/news/48469>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話 : 031 300 2222

Fax : 031 300 2256

メール : consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ : https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合
帰国・転出届

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>